

JISA 法務・知的財産権セミナー開催 - コンプライアンス時代の先進的な経営管理 -

平成20年2月27日、東海大学校友会館(霞が関ビル内)において、JISA 法務・知的財産権セミナー「コンプライアンス時代の先進的な経営管理」が開催された。出席者は139名。

冒頭、開催挨拶の中で、春日正好副会長・経営委員長が、経営委員会の位置づけや主な活動について紹介した。また、「我々の目標はあらゆるステークホルダーに信頼されることであり、JISA では一昨年に行動憲章を定め業界の信頼性向上に努めているが、本日のセミナーを通じて行動憲章の実践につなげていきたい」と述べた。その後、3名の講師による講演が行われた。

1. 「NTT データにおけるコンプライアンス対応」

霧生肇氏((株)NTT データ、コンプライアンス推進部課長)が、事業活動における公正さや透明性の確保等によって「経営品質の向上」を目指す NTT データのコンプライアンス対応について講演した。

まず、NTT データにおけるコンプライアンスの基本方針を紹介した。同社の基本方針は、役員及び社員の行動指針として定めている「NTT データグループ倫理綱領」を最上位の規範に置き、「問題行動の予防」と「早期発見の仕組み」の観点から、教育研修、リーガルチェック、内部通報制度、内部監査について定めたものである。また、問題事案発生時には「リスクマネジメント体制」に円滑な引継を行うとともに、事後、再発防止の観点から必要に応じてコンプライアンス体制に結果等をフィードバックする体制を講じている。さらに、「NTT データグループ倫理綱領」の周知徹底のために実務的な課題と対応例を盛り込んだ冊子を作成し配布している。

その後、「NTT データグループ倫理綱領」に基づく事業活動を実践するための教育研修、リーガルチェック、内部通報制度、内部監査それぞれについて具体的な取組みの一部が紹介された。同社では、従前はテーマごとに主管組織がアサインされていたが、事業活動の土台として各主管組織が統一的な観点で活動できる体制を目指し、平成19年4月には従前の「法務室」が「コンプライアンス推進室」に改組され、同推進室にてコンプライアンスの充実に向けた総合的な取組みが促進されている。

このように、コンプライアンスを推進する上での重要な要素として、組織体制の整備等について紹介した後、同社相談役であり JISA 会長である浜口友一氏の言葉

を引用し、次のようにコミュニケーションの重要性について述べた。「コンプライアンス対応で最も難しいのは、悪意や無意識によって隠蔽がなされることであり、それを抑制するには『人』の力が最も有効です。<中略>つまり、コミュニケーションが活性化した企業では、問題が隠蔽されにくく、健全な職場環境が保たれると考えているわけです」

最後に、今後の課題に触れるとともに、「経営品質の向上を目指す以上、これで十分というコンプライアンス水準はおそらく存在せず、また、コンプライアンスの確保・向上のために即効性のある施策があるとも思えないことから、地道で根気のいる作業を繰り返す覚悟が必要である」と述べた。

2. 「ソフトウェア特許の新たな可能性と戦略」

土生哲也氏(土生特許事務所所長、弁理士)が、情報サービス業界における効果的な特許制度活用法について経験と分析に基づく講演を行った。冒頭、「そもそも、情報サービス業において特許に取り組む必要はあるか」と問いかけ、これに対して、「教科書通りに『特許権を取得すると事業が独占できるから必要』『他者の特許権を侵害すると事業ができなくなるから必要』と思って特許取得に向けた取組みをしても期待した効果が得られるとは限らない」と指摘した。

業種や企業の規模等によって特許の位置づけや役割は異なるため、ビジネスを成功させるためには特許は一つの「道具」として他の「道具」も含めて戦略的に活用することが重要であり、特許はいわば「参入障壁」を築くための「道具」のようなものであると特許活用上の考え方を披露した。また、「参入障壁」として特許を効果的に機能させるためには、競合の負担が重いことであり、出願・権利化のタイミングや量、アピールが重要になると述べた。

さらに、いくつかの統計から、企業が特許を活かす効果は、商品やサービスの力として「売上総利益(粗利)」に現れると分析した。企業はとかく知的財産権の取得に重きを置きがちであるが、権利化そのものよりも重要なのは企業活動から生み出される知的財産に値する技術等であり、それを収益に結び付けるために「知的財産権」という「道具」を利用するのであって、目的と手段を取り違えると特許が活かされない。「情報サービス業者にとって、特許とは、事業環境を整えるための道具の一つであり、ビジネスをサポートするという視点で活用できれば、ソフトウェア特許も有効になる可能性がある」と冒頭の問いかけに対する自らの見解を示した。

3. 「企業リスク低減の新しい試案」

井上純一氏((株)野村総合研究所、知的財産部長)が、わが国で2000年代初頭に多発した職務発明訴訟への対応を例に、企業のリスク対策を行う上で必要な視点を紹

介した。ある職務発明訴訟では、200億円もの補償金支払命令が出されたことから、メーカーを中心として特許を多数保有する企業ではこの判決が及ぼす影響を懸念し、2005年に施行された改正特許法を踏まえ、自社の職務発明規程の見直しが進められた。このことによりこの問題は一見沈静化したかのように感じられたが、多発した職務発明訴訟の本質的な問題は特許法上の対応如何に留まらない。「一連の職務発明訴訟は企業の潜在リスクを考える上で示唆に富んでおり、企業はこれを教訓としてリスク低減のための方策を講じる必要がある」と警鐘を鳴らした。

井上氏は、企業におけるリスクを、一時の重大事故等により急性的に浮上してしまうような「直接型リスク」とミスが多発や不正、不祥事等によって社会に説明が付きにくく、企業体質が問われやすい「波及型リスク」に大別した。職務発明訴訟のようなものは「波及型リスク」に該当し、これは特に問題が長期化しやすく事業存続に大きな影響を及ぼしかねないとして、本講演のメインテーマとして取り上げ、「波及型リスク」の潜在構造や見つけ方について解説した。

「波及型リスク」の特徴として、「誤りが指摘されることなく反復されること」を挙げ、さらに「初めから誤りを内包しているケース」と「当初は誤りではなかったが社会のルールや判断基準、経済取引の変化が誤りを招くケース」に分類した。これらを低減させるためには、

自社のルールが万全ではないという前提の共有

リスク管理部門が担う役割の再確認(一定期間見直されていない社内規程の見直しやルールの周知を通じた社員からの情報収集)

自社の異常を見出すためのメカニズムの構築(JISAの活動を始め広範な社外活動を通じて社会に通用しない自社の風土や慣習の抽出等)

が重要であると述べた。

最後に、このようなことを実践し、「自社のルールを公開して批判を受けられる企業」「社会の新しいルールを提案し対話できる企業」になれば、社会から信頼され得るため、「コミュニケーションはリスクマネジメントに通じる」と述べ、講演を締めくくった。

(茂木)